

盛岡市男女共同参画団体登録要領

(平成10年9月1日企画部長決裁)

(平成12年2月28日一部改正)

(平成24年4月13日一部改正)

(平成25年4月15日一部改正)

(平成27年3月31日一部改正)

(平成28年3月8日一部改正)

(平成29年4月10日一部改正)

1 目的

市内で、男女共同参画社会の実現を目指す活動をしている団体（法人及び任意団体）が登録を行い、相互の情報発信及び情報共有をしながらネットワークを形成し、女性の自立や社会参画，さらには市民の自主的活動の促進と幅広い交流に資することを目的とする。

2 登録の条件

- (1) 男女共同参画社会の実現を目指す活動をしていること。(趣味・教養のみの活動を除く)
- (2) 活動の目的が明記された会則を持つ団体・グループであること。
- (3) 5人以上の団体・グループであること。
- (4) 会員の7割以上が盛岡市内に住んでいること。
- (5) その他市長が特に認めたもの。

3 登録方法

- (1) 前2項の目的・条件に合致した団体・グループを登録することとする。
- (2) 登録しようとする団体は別紙登録申込書に楷書で記入のうえ、規約、役員名簿を添えて市民協働推進課男女共同参画推進室へ提出する。

4 登録する事項

- (1) 団体名，設立年
- (2) 代表者氏名，連絡先住所，電話番号
- (3) 事務担当者氏名，連絡先住所，電話番号
- (4) 会員数，男女の内訳，市内・外の別
- (5) 活動状況（主な活動場所，活動日，時間帯，会費）
- (6) 活動内容，活動分野，グループ分類
- (7) その他（機関紙の発行の有無，会員募集方法など）

5 登録による優遇措置

- (1) 女性センター印刷室の利用
- (2) 女性センター交流コーナー団体用ロッカーの利用

6 登録の有効期間

登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。但し、年度途中における登録の有効期限は、3月31日とする。

7 登録できない団体・グループ

- (1) 政治・宗教・営利を主な目的とする団体・グループ
- (2) 公序良俗に反する団体・グループ
- (3) その他、この要領による登録団体としてふさわしくない団体・グループ

8 名称

この登録団体の名称は“なはんネットもりおか”とする。